

京都市消費生活条例に基づく包装基準に関する店頭調査について

本市では、包装経費が商品価値に対して必要以上に転嫁されたり、消費者の選択を誤らせるおそれのない範囲で行われるべきであるという観点から、京都市消費生活条例に基づき包装基準を定め、商品の内容を誇張したり、商品の価格を著しく高くさせるなど、消費者に著しい不利益を及ぼす包装、及び資源の乱用や廃棄物の量の増大をもたらす包装の使用防止に取り組んでいます。

これまでから市民のモニターによる試買調査等により基準の遵守状況について調査してまいりましたが、今回、職員による店頭調査を実施いたします。

今回の調査では、環境問題や家庭ごみの有料化等により、市民の包装に対する関心が高まる中、消費者・事業者の相互の理解と協力のもとで進める取組のあり方についての参考とするため、あらかじめ日程を調整して店舗にお伺いし、事業者の皆様包装に関する取組状況等について説明いただきながら調査を行い、併せて、包装のほか表示や広告などについても率直な意見等をお聞かせいただきたいと思いますと考えています。

記

1 調査概要

(1) 売り場責任者等の立会い

職員が店舗にお伺いし、贈答用商品や、空間容積率が比較的高いものが多いと見られる商品について、包装の適正化の観点から、売り場を視察します。その際、商品に関して、企画・仕入れ、消費者の反応・購買動向等、説明いただける方の立会いをお願いします。

(2) 調査対象売り場

本来、売り場すべてが調査対象ですが、(1)については、次の売り場で対応をお願いします。

- ア 歳暮商品の取扱い会場
- イ 玩具入り菓子売り場
- ウ ベビー用品売り場

2 その他の質問事項

当日は次の項目についても、説明いただきますようお願いいたします。

- (1) 商品の企画時等における包装に関する社内基準、チェック体制等の有無等、包装に関する貴店（貴社）の考え方、取組の状況について
- (2) 貴社企画商品以外の商品の包装に関する考え方、取組の状況について（包装に関してメーカー等に求めていることなど）
- (3) 包装、表示、広告に関する消費者の要望・苦情等の現状について（多く寄せられている事例の概要のほか、少数ではあるが今後の課題となってくると思われるような事例がございましたら、お聞かせください。）

3 特記事項

- (1) 商品の価値を損なわない範囲で、その場で計測を行う場合があります。
- (2) 記録のため写真撮影を行う場合があります。
- (3) 過大包装疑義商品について今後の検討のため必要と判断した場合は、実費で購入し、持ち帰る場合があります。